

平成29年度 東京都配偶者暴力対策施策一覧

事業名	事業概要	平成29年度事業規模	所管局	
領域V 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策				
1 性暴力被害者に対する支援				
85	①被害者等への支援	○民間支援団体、協力医療機関、警察等と連携して、24時間365日、性犯罪・性暴力被害に遭われた方からの相談を受け付け、必要な支援につなげる「性犯罪・性暴力ワンストップ支援事業」を実施します。☆	○24時間365日相談受付（電話相談、面接相談） ○相談内容に応じて、医療機関や警察などに付添	総務局
		○東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。（再掲）	領域IV 基本目標2（1）の① 参照	生活文化局
			領域IV 基本目標2（1）の① 参照	福祉保健局
		○区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。（再掲）	領域IV 基本目標2（1）の① 参照	生活文化局
		○区市町村の相談員等に向けた研修に、性暴力に関する相談を受けるに当たっての留意点等を加え、被害者支援の一層の充実を図ります。	○性暴力被害者支援のための研修を実施	生活文化局
		○女性警察官が配置されている交番、駐在所、鉄道警察隊分駐所等に「女性の安全相談所」を開設し、女性警察官が女性の被害や相談等の受理に当たり、性犯罪等の防止と相談しやすい体制の充実を図ります。	都内180交番、4駐在所及び鉄道警察隊東京分駐所、新宿分駐所に「女性の安全相談所」（女性警察官配置時）を開設。	警視庁
		○「犯罪被害者ホットライン」により、被害者からの相談に応じるほか、各警察署における被害者相談受理体制の整備、充実を図ります。	○通常業務を通じて実施	警視庁
		○「被害者の手引き」の交付により、各種情報提供を行います。	○「被害者の手引」6,200部(身体犯用) ○英語版「被害者の手引」2,100部(身体犯用) ○ハンゲル語版「被害者の手引」1,400部(身体犯用) ○中国語版「被害者の手引」1,400部(身体犯用)	警視庁
		○要請に応じて「被害者カウンセラー」を派遣し、被害者のカウンセリングや捜査員に対する助言等を行います。☆	○通常業務を通じて実施	警視庁
		○性犯罪被害者の診察等に係る経済的負担の軽減を図るため、緊急避妊薬、性感染症検査及び人工妊娠中絶に係る費用の一部を公費により支出します。	○通常業務を通じて実施	警視庁

平成29年度 東京都配偶者暴力対策施策一覧

	事業名	事業概要	平成29年度事業規模	所管局
98		○被害を受けて自宅に居住することが困難となった被害者等に対し、一時的に利用する宿泊施設を公費負担により提供します。☆	○通常業務を通じて実施	警視庁
		○被害者の自宅が被害現場となった場合において、清掃業者によるハウスクリーニングに要する費用を公費で支出します。☆	○通常業務を通じて実施	警視庁
		○被害直後から弁護士に相談して適切な支援を受けられるよう弁護士会等と連携して支援を行います。☆	○通常業務を通じて実施	警視庁
		○女性警察官のうち、適任者を「性犯罪捜査員」に指定し、事件の潜在化防止と被害者の精神的負担の軽減を図ります。	○性犯罪捜査員の育成と本部、警察署への配置の拡充 ○性犯罪捜査員以外の者に対する指導・教育の実施 ○捜査資器材の整備	警視庁
		○性犯罪捜査員に対し、性犯罪被害者からの事情聴取、供述調書の作成、その他専門的知識及び技能習得に重きを置いた訓練を推進し、捜査能力の向上に努めるとともに、組織的な体制強化をしていきます。		警視庁
		○捜査を迅速かつ的確に推進するため、主管課の専務員が早期現場臨場するとともに、性犯罪捜査員の育成増強を図ります。	○性犯罪捜査員の積極的活用	警視庁
		○児童ポルノ・児童買春等の根絶に向けて、取締の強化及び少年相談専門職員等による相談・保護の充実を図ります。	○性犯罪捜査員の積極的活用 ○性犯罪対策の効果的推進 ○少年相談専門職員による被害少年に対するカウンセリングの実施	警視庁
	②都における普及・啓発	○都内各大学等の学生等を対象に性犯罪被害に関する知識や性犯罪被害者への適切な接し方を学ぶ、「性犯罪被害に関する研修」を開催し、性犯罪被害者に対する正しい理解の増進を図ります。☆	○通常業務を通じて実施	警視庁
		○「犯罪被害者支援推進期間」を実施し、性犯罪被害者に対する理解を深め、社会全体で被害者を思いやり支える気運を醸成します。	○被害者の心情に配慮した各種施策や広報啓発活動の積極的推進	警視庁
		○スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための啓発活動を推進します。☆	○性被害防止対策講習会の開催や児童ポルノ被害防止及びスマートフォン利用に関する啓発等のリーフレットを作成し、配布	青少年・治安対策本部
			○子どもを守るネットルールTOKYOキャンペーンの開催 ○携帯電話販売事業者に対する要請の徹底 ○警視庁と東京教育庁との連携	警視庁

平成29年度 東京都配偶者暴力対策施策一覧

	事業名	事業概要	平成29年度事業規模	所管局
		○若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。(再掲)	領域Ⅳ 基本目標1(1)の④ 参照	生活文化局
2	ストーカー被害者に対する支援			
	①被害者等への支援	<p>○ストーカー行為は、事態が急展開して重大な結果に発展するおそれが高いなど、警察への早期の相談が重要であることから、相談窓口を広く周知し、適切に対応します。☆</p> <p>○相談時に適切な対応ができるようにするため、各警察署員に対する研修の充実、強化を図ります。☆</p> <p>○ストーカー事案については、認知の段階から生活安全部門、刑事部門等が一体となってその対処にあたりるとともに、警視庁人身安全関連事案総合対策本部と連携した検挙活動、保護対策等を実施するなど、被害者等の安全確保のために最も効果的な対策を実施していきます。☆</p> <p>○東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。(再掲)</p> <p>○区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。(再掲)</p>	<p>○通常業務を通じて実施</p> <p>○相談責任者実務研修、犯罪被害者支援専科等各種研修の実施 ○人身安全関連事案対策専科教養の実施</p> <p>○通常業務を通じて実施</p> <p>領域Ⅳ 基本目標2(1)の① 参照</p> <p>領域Ⅳ 基本目標2(1)の① 参照</p> <p>領域Ⅳ 基本目標2(1)の① 参照</p>	<p>警視庁</p> <p>警視庁</p> <p>警視庁</p> <p>生活文化局</p> <p>福祉保健局</p> <p>生活文化局</p>
	②都における普及・啓発	<p>○若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。(再掲)</p> <p>○ストーカーの被害者にならないための内容のほか、本人が気が付かないうちにストーカー行為をすることがないように、加害者にならないための内容を盛り込むなど、被害者・加害者の両側面からなるリーフレットを作成し、被害者・加害者を生まない社会の構築を目指します。☆</p> <p>○ストーカー、リベンジポルノ、痴漢・盗撮をはじめとした性犯罪など、主に女性を狙った犯罪被害を防止するための具体的対処要領等について専門講師による講習会を実施し、大学生、専門学校生などの狙われやすい年齢層を中心に被害防止能力の向上を目指します。☆</p>	<p>領域Ⅳ 基本目標1(1)の④ 参照</p> <p>○女性の犯罪被害防止リーフレット 100,000部作成</p> <p>○女性の犯罪被害防止講習会 20回</p>	<p>生活文化局</p> <p>青少年・治安対策本部</p> <p>青少年・治安対策本部</p>

平成29年度 東京都配偶者暴力対策施策一覧

事業名	事業概要	平成29年度事業規模	所管局
3 セクシュアル・ハラスメントの防止			
①相談・普及啓発	○労働者・使用者双方に対して、セクシュアル・ハラスメント防止に関する普及啓発活動を行います。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談、あっせんを行います。	○労働相談などで対応	産業労働局
	○東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、相談に応じます。(再掲)	領域IV 基本目標2(1)の① 参照	生活文化局
	○区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。(再掲)	領域IV 基本目標2(1)の① 参照	福祉保健局
	○各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等からなる連絡会議を設置して、都におけるセクシュアル・ハラスメントの防止を図ります。	○会議の開催 年4回 ○セクシュアル・ハラスメント等対策について、各任命権者間の調整、意見交換等を行う。	総務局
②都庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策	○講師養成研修「人権・同和問題科」都政に携わる全ての職員の人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめ女性、子供などの様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めます。また、セクシュアル・ハラスメントに関する研修も行います。	○管理職及び管理職候補者を対象に年2回実施 ○受講予定者約140名	総務局
	○公立学校の初任者研修や10年経験者研修、管理職研修(候補者を含みます。)において、セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を実施します。	○教育管理職候補者研修 728名 年1回開催 ○初任者等研修 445名 年1回開催 ○10年経験者研修 491名 年4回開催	教育庁
4 性・暴力表現への対応			
①メディアへの対応	○「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、著しく性的感情を刺激するなど、青少年の健全な育成を阻害する図書類の区分陳列を徹底します。	○東京都青少年健全育成審議会の開催(不健全図書類の諮問)12回 ○不健全図書類の販売状況に関する立入調査 通年	青少年・治安対策本部
	○「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報を取り除くためのフィルタリングの普及を推進します。	○条例の内容について普及啓発の促進を図り、フィルタリングに関する手続きについて、事業者及び保護者の責務を徹底させる。 ファミリールール講座の実施 通年 出前講演会の実施 通年	青少年・治安対策本部
	○インターネットやゲームをする上での、家庭内におけるルールづくりを支援することで、親子のコミュニケーションをより一層、緊密にすると同時に有害情報から子供を守ります。	eメディアリーダー養成講座の開催 通年 ファシリテーター養成講座の開催 通年 生徒自身の自主ルール作り支援の実施 通年	青少年・治安対策本部

平成29年度 東京都配偶者暴力対策施策一覧

事業名	事業概要	平成29年度事業規模	所管局
	○情報活用能力向上推進事業や教職員研修センター等における教員研修を通して、性や暴力表現を扱ったメディアから児童・生徒を守ることを含め、情報を発信する責任や情報モラル、リテラシーに関する教育の充実を図ります。	1 親子情報モラル教室の実施(予定：公立小学校150校) 2 情報教育推進校の指定(予定：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校から計16校) 3 情報教育研修の実施(年2回) 4 「SNS東京ルール」共同研究プロジェクトを通じた補助教材「SNS東京ノート」の作成・配布(都内公立学校の全児童・生徒に配布) 5 初任者研修 500名 年1回開催 6 専門性向上研修 ・情報・ICT活用研修Ⅱ 25名 年3回開催	教育庁
②被害者への支援等	○東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じます。(再掲)	領域Ⅳ 基本目標2(1)の① 参照	生活文化局
		領域Ⅳ 基本目標2(1)の① 参照	福祉保健局
	○区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。(再掲)	領域Ⅳ 基本目標2(1)の① 参照	生活文化局
	○サイバーパトロールのほか、各種相談事案を通じて違法情報を収集し、対策と取締りを推進します。	○通常業務を通して実施	警視庁
③普及・啓発	○児童・生徒や保護者、その地域の有志等を対象に、児童ポルノの概要や児童ポルノ被害事案、被害に遭わないための防犯対策に関する啓発講演会等を実施します。	○児童・生徒や保護者、その地域の有志等を対象に、児童ポルノやJKビジネス等の実態及びその危険性を理解するための講演会を実施：年60回予定 ○生徒を対象に理解を深めるためのグループワークを開催：年5回予定 ○児童ポルノ等被害防止リーフレットを都内全小5年生保護者に配布 ○性被害防止対策リーフレットを都内全高校生に配布	青少年・治安対策本部
	○ストーリー、リベンジポルノ、痴漢・盗撮をはじめとした性犯罪など、主に女性を狙った犯罪被害を防止するための具体的対処要領等について専門講師による講習会を実施し、大学生、専門学校生などの狙われやすい年齢層を中心に被害防止能力の向上を目指します。(再掲)	領域Ⅴ 2の② 参照	青少年・治安対策本部
	○ネット環境浄化のために、サイバー犯罪対策協議会等と連携した広報啓発活動を推進します。	○通常業務を通して実施	警視庁
	○スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪等を防止するための啓発活動を推進します。(再掲)	領域Ⅴ 1の② 参照	青少年・治安対策本部

平成29年度 東京都配偶者暴力対策施策一覧

	事業名	事業概要	平成29年度事業規模	所管局
			領域V 1の② 参照	警視庁
		○若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。(再掲)	領域IV 基本目標1(1)の④ 参照	生活文化局